

熊取町木造住宅除却工事補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町に存する木造住宅（国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下同じ。）の除却工事を行う所有者に対し、予算の範囲内において熊取町木造住宅除却工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町域の耐震性の不足している木造住宅の建替えを促進し、もって地震による町内の人的・経済的な被害の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、かつ一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅に該当するもの（当該木造住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであつて、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法（時刻暦応答計算による方法を除く。以下同じ。）」その他町長が適当と認める方法に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (3) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
 - ア 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震診断及び補強方法講習会の受講修了者であり、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
 - イ 公益社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ受講修了者名簿に登録されている者
 - ウ その他町長がア及びイに掲げる者と同等以上の技術を有すると認めた者
- (4) 耐震診断結果 耐震診断の判定方法である「一般診断法」又は「精密診断法」による総合評価における上部構造評点（第2号に規定する町長が適当と認める方法にあつては、当該方法を用いて得た数値）をいう。
- (5) 簡易耐震診断 「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・財団法人日本建築防災協会編集）に基づく診断、及び空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度測定の手引き、表2「住宅の不良度測定基準（木造住宅等）」（国土交通省住宅局）による判定をいう。
- (6) 除却工事 耐震性が不足する木造住宅を全て除却する工事をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる木造住宅（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号の

いずれにも該当するものとする。ただし、熊取町木造住宅耐震改修補助金交付要綱、住宅リフォーム補助金交付要綱、又は中古住宅取得費補助金交付要綱に基づく補助金を受けたものは対象外とする。

- (1) 原則として昭和56年5月31日以前に法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの
- (2) 耐震診断結果の数値が1.0未満であるもののほか、簡易耐震診断による場合で、「誰でもできるわが家の耐震診断」に基づく診断にあつては評点が7点以下のもの、「住宅の不良度測定基準（木造住宅等）」に基づく判定にあつては評点が100点以上のもの
- (3) 住宅に供する部分の床面積が50平方メートル以上のもの
- (4) その他町長が特に認めるもの

2 補助対象建築物の所有者と占有者又は土地所有者が異なる場合は、当該建築物の除却工事を行うことについて、当該利害関係者との協議等が整っていないなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する補助対象建築物を所有する個人であつて、補助金の交付申請時の直近の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,200万円以下の者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費は、木造住宅の除却工事に要する費用（建築物の解体、運搬及び処分、騒音対策等に要する費用を含む。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、400,000円（長屋住宅又は共同住宅にあつては、1棟当たり400,000円として算出した金額。なお、木造住宅の除却工事に要する費用が400,000円未満の場合は、その額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。））とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助申請者」という。）は、除却工事を実施する前に、木造住宅除却工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第4項に規定する補助対象建築物の確認済証の写し
- (2) 法第7条第5項に規定する補助対象建築物の検査済証の写し
- (3) 前2号の書類が無い場合、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認又は推測できるもの
- (4) 建物現況図（付近見取図・配置図・平面図）
- (5) 補助対象建築物の耐震診断報告書（簡易耐震診断を行った場合を除く。）
- (6) 耐震診断技術者であることを証する書類（簡易耐震診断を行った場合を除く。）
- (7) 除却工事見積明細書
- (8) 補助対象建築物の所有者が確認できるもの
- (9) 補助対象建築物の所有者の直近の所得証明書
- (10) 補助対象建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者が異なる場合、補助対象

建築物が共有である場合は、それらの利害関係者が除却工事を行うことに同意等をして
いることが確認できる書類

(11) 補助対象建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の
除却工事に係る同意書

(12) 資産に関する誓約書（資産が1,000万円を超える者を除く。）

(13) 除却工事工程表

(14) 現況写真（建物全体、隣地の状況が分かるもの）

(15) 代理者が申請する場合は、委任状

(16) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めた
ときは、補助金の交付を決定し、木造住宅除却工事補助金交付決定通知書（様式第2号）
により当該補助申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の
交付について条件を付けることができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、木造
住宅除却工事補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により当該補助申請者に通知
するものとする。

（除却工事の着手）

第9条 補助申請者は当該通知書を受け取った日からおおむね 30 日以内に除却工事に着手
するものとし、着手したときは直ちに木造住宅除却工事着手届（様式第4号）に除却工事
の請負契約書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（除却工事の変更及び中止）

第10条 補助申請者は、第7条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとする
ときは、木造住宅除却工事補助金交付変更申請書（様式第5号）に町長が別に定める
必要書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。た
だし、補助金の額に変更が生じない場合は、木造住宅除却工事変更届（様式第6号）
に町長が別に定める必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、内容を審査し、適当
と認めるときは補助申請者に対し木造住宅除却補助金交付変更決定通知書（様式第7
号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の
額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

3 補助申請者は前項の規定により、補助金の交付変更決定の通知を受けたときは、速
やかに除却工事の工事業者と契約し、当該変更契約書の写しを町長に提出しなければ
ならない。

4 補助申請者は、除却工事を中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅除却工事中
止届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。この場合において、それまで
に要した経費は、補助申請者の負担とする。

5 前項の規定による取下げがあったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消された
ものとみなす。

(完了報告)

第 11 条 補助申請者は、除却工事完了後、木造住宅除却工事完了報告書（様式第 9 号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 除却工事写真
- (2) 除却工事費領収書の写し
- (3) 除却工事費の明細
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による工事完了報告は、除却工事の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付申請にかかる会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 12 条 町長は、前条の規定により工事完了の報告書を受領したときは、当該報告書等の内容を審査し、除却工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、木造住宅除却工事補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、速やかに補助申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助申請者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、木造住宅除却工事補助金交付請求書（様式第 11 号）に町長が別に定める必要書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅除却工事補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により補助申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助申請者に当該取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、木造住宅除却工事補助金返還命令書（様式第 13 号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助申請者に対する指導)

第 17 条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助申請者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第18条 補助申請者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 削除

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。